様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	（放置自転車対策等業務）さいたま市浦和駅東口駅前市民広場管理業務委託
仕　様　内　容	①毎日午前7時00分から正午までの間と、午後3時00分から午後6時00分までの間、市民広場への自転車の駐輪、原動機付自転車・自動二輪車の駐車等を防止するための監視 ②駐輪、駐車しようとする者への口頭による注意 ③作業員の指示に従わない駐輪、駐車についての関係機関への連絡 ④駐輪、駐車した者に対する、駐輪、駐車禁止区域であるとの口頭による説明 ⑤浦和駅東口駅前市民広場要綱の禁止行為に対する注意・説明、関係機関への連絡など
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　24　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	3,635,603円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、浦和駅東口駅前市民広場内への自転車放置その他市民広場要綱に定める禁止行為に対する監視と注意喚起を主たる業務としています。 そこで、高年齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして当該行為者等に接することにより効果的に対処することができ、また、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	市民局　市民生活部　市民協働推進課

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市大宮ワークプラザ地域交流スペース管理業務
仕　様　内　容	・履行場所　さいたま市大宮ワークプラザ さいたま市西区大字西遊馬1969番地8　外 ・業務内容 高齢者の就業機会拡大を図る目的の施設であるさいたま市大宮ワークプラザ内の「地域交流スペース」の管理を行う。 (1) 建物日常管理 ・開設時間は、9時00分から17時00分まで ・開設時間中は、常時、管理人を配置する (2) 利用者管理 (3) 植木剪定及び除草
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　31　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	3,599,131円
契約相手方の決　定　理　由	別紙のとおり
所　管　課　名	福祉局　長寿応援部　高齢福祉課

さいたま市大宮ワークプラザ地域交流スペース管理業務
契約相手方の決定理由

さいたま市大宮ワークプラザは、高齢者の就業機会拡大を図るため、市から公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）にシルバー人材センター業務の用に供するために、建物を無償貸付しています。

本業務は、大宮ワークプラザの一部に存在する地域交流スペースの管理を委託するものですが、当該業務で管理を行う範囲は、同一の建物内にある小規模な諸室であるため、別団体に管理を行わせるより、建物の一部を借り受けているシルバー人材センターによる一括管理を行わせることにより、効率的な運用が可能です。

また、本業務は、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項第２号の規定に基づく、シルバー人材センターが受託できる業務に該当します。

このため、高齢者の就業機会の確保による高齢者福祉の増進に資するとともに、これまでの類似業務の履行実績を考慮し、施行令第１６７条の２第１項第３号及び要綱第２条により、シルバー人材センターを契約の相手方として決定するものです。

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市園芸植物園等管理業務
仕　様　内　容	園芸植物園及び花き集荷施設敷地内の除草、清掃、ごみの回収等を行う。 週5回実施（5月3，4，5日及び年末年始を除く） 面積：約35，321．18平方メートル
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　26　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	4,423,516円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、園芸植物園及び花き集荷施設敷地内の除草、清掃、ごみの回収等を行う業務であるため、高年齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高年齢者の就業機会の確保を継続的、組織的に行い、かつ、公益性を持つ当該団体を契約の相手方とするものです。
所　管　課　名	経済局　農業政策部　農業者トレーニングセンター

様式第3号（第6条関係）

特定随意契約結果表

公　表　事　項	内　　容
物品、賃貸借又は役務の名称	さいたま市立大砂土公民館外3館時間外管理業務
仕　様　内　容	さいたま市立大砂土公民館、日進公民館、宮原公民館、植竹公民館の職員退館後等の公民館管理運営業務を行うものです。
履　行　期　間	令和　7　年　4　月　1　日　から 令和　8　年　3　月　31　日　まで
契約締結日	令和　7　年　3　月　25　日
契約相手方の名称及び所在地	公益社団法人さいたま市シルバー人材センター 埼玉県さいたま市大宮区土手町1－213－1
契　約　金　額	10,237,920円
契約相手方の決　定　理　由	本業務は、公民館における軽易な業務であり、高齢者への就業機会を確保する観点から、市内在住の高齢者の就業機会を継続的、組織的に行い、かつ公益性を持つ上記業者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約とするものです。
所　管　課　名	教育委員会　生涯学習総合センター　大砂土公民館